

名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 7 号

名古屋市野外教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市野外教育センター条例施行規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（使用承認申請の <u>手続き</u> ） 第 5 条 条例第 3 条の規定によりセンターの使用の承認を受けようとする市立学校の長は、使用承認申請書（ <u>別記第 1 号様式</u> ）に所要事項を記入して委員会に提出しなければならない。	（使用承認申請の <u>手続</u> ） 第 5 条 条例第 3 条の規定によりセンターの使用の承認を受けようとする市立学校の長は、使用承認申請書に所要事項を記入して委員会に提出しなければならない。
（使用の許可） 第 7 条 条例第 4 条第 1 項の規定により社会教育活動のためにセンターを使用しようとする者は、使用許可申請書（ <u>別記第 2 号様式</u> ）に所要事項を記入して委員会	（使用の許可） 第 7 条 条例第 4 条第 1 項の規定により社会教育活動のためにセンターを使用しようとする者は、使用許可申請書（ <u>第 1 号様式</u> ）に所要事項を記入して委員会に提

に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、管理上支障があるとき、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になるときその他委員会が必要と認めるときは、使用を許可しない。	出し、その許可を受けなければならない。ただし、管理上支障があるとき、暴力団の活動に利用されることにより当該暴力団の利益になるときその他委員会が必要と認めるときは、使用を許可しない。
2 (略)	2 (略)
3 第1項の許可をしたときは、使用許可書(別記第3号様式)を交付する。	3 第1項の許可をしたときは、使用許可書(第2号様式)を交付する。

別記第1号様式を削り、第2号様式を第1号様式とし、第3号様式を第2号様式とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市野外教育センター条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市野外教育センター条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。